

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

PD会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下「本連盟」という。）のPD会員について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 PD会員とは、本連盟の目的及び事業に賛同する者のうち、ダンスの演技、ダンスの教授で生計を立てている者で、原則としてPD資格試験に合格しPD資格登録した者をいう。

2 PD会員及びボールルーム地域指導員に関する規程に定めるBR地域指導員のうち、定款第14条第3項に該当する加盟団体に所属する正会員及び一般会員以外の者を「プレミアム会員」と称し、本連盟定款に定める特別会員とする。

3 定款第14条第3項に該当する加盟団体に所属する正会員及び一般会員並びに前項に定めるプレミアム会員のうち、PD会員でない者を「ゼネラル会員」と称する。

(PD資格登録申請)

第3条 PD資格登録をしようとする者は、所定のPD資格登録申請書に必要事項を記載して本連盟に申請しなければならない。

2 何人もPD競技会に出場できるものとするが、PD選手登録を行った者については、別に定めるランキング認定及び審判資格などを得ることができるものとする。なお、PD競技会とゼネラル競技会（全日本統一級競技会）とは同時に出場することはできないものとする。

3 前2項に定めるほか、国内PD競技会の審判を行う者は、原則としてPD審判登録を行わなければならない。

4 PD選手登録及びPD審判登録の申請は、PD資格登録申請の例によるものとする。

(PD資格登録承認)

第4条 前条のPD資格登録申請があった場合は、PD管理本部の申請内容を審査し、業務執行理事会で承認するものとする。

2 前項の承認において、PD資格試験に合格していない者からの申請について

は2年以内にPD資格試験を受験することを条件とする。

3 PD選手登録及びPD審判登録の申請があった時は、PD資格登録承認の例によるものとする。

(PD会員の会費及び登録料)

第5条 PD会員は、別に定める規程に従い、次に掲げる会費及び登録料を支払わなければならない。

- (1) プレミア会員としての会費又は定款第14条第3項に該当する加盟団体に所属する正会員若しくは一般会員としての会費
- (2) PD資格登録料
- (3) PD選手登録料
- (4) PD審判登録料

(疑義)

第6条 この規程に、疑義が生じた場合は本連盟の理事会にて決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年5月29日から施行する。ただし、第5条の規定は平成29年1月1日から施行する。
- 2 プロフェッショナル本部（PD）規程（平成26年1月1日）は廃止
- 3 この規程は、2019年8月4日から施行する。